

新潟県市町村総合事務組合公報 号外

平成 30 年 9 月 5 日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

公 告	ページ
新潟県市町村総合事務組合管理者の退任について……………	1
新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者の就任について……………	1
辞 令	
事務所長の任免について……………	1
正 誤	
平成 30 年 8 月 1 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号（新潟県交通災害共済 条例施行規則の一部を改正する規則）中……………	2

公 告

新潟県市町村総合事務組合管理者の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合管理者の退任があったので、次のとおり公告する。

平成 30 年 9 月 5 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 久住時男

管理者

退任 渡邊廣吉（聖籠町長） 平成 30 年 9 月 4 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者の就任について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、平成 30 年 9 月 5 日から副
管理者 久住時男 が管理者の職務を代理する。

平成 30 年 9 月 5 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 久住時男

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事
務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 30 年 9 月 5 日

新潟県市町村総合事務組合管理者職務代理者

副管理者 久住時男

平成 30 年 8 月 31 日付け 湯沢町事務所長を命ずる 関根伸幸

正

誤

平成 30 年 8 月 1 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号（新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則）中 17 ページの「複数年にわって」は「複数年にわたって」の誤り。